

平成27年
4月から

貸付けの取扱いを変更

平成27年4月1日以降に行う貸付け及び団体信用生命保険について、取扱いを変更します。これまでに比べて貸付制度がより利用しやすくなりますので、借入れを希望される方はぜひご検討ください。

入学貸付及び修学貸付

貸付けの対象となる学校に、中等教育学校（後期課程に限る。）が追加されます。

修学貸付

- ①貸付限度額を、1月につき10万円から15万円に引き上げます。
- ②修業年限中は、元金の償還を据え置くこととなっていました。申出により据え置きをしないことができるようになります。
- ③毎年3月又は4月に1年間分を貸し付けていましたが、修学開始月が4月以外の学校に対応するため、修学開始月の前月又は当月に1年間分を貸し付けることができます。
- ④これまで同一事由による2回目以降

【1回目貸付】

平成26年4月
100万円借入れ(48回払い)
平成30年3月まで据置き中

【2回目貸付】

平成27年4月
100万円借入れ(48回払い)

償還回数は貸付額により決まります。

【修学貸付④に係る償還例】

1回目貸付額100万円が
96回払いとなります。

2回目貸付額100万円が
96回払いとなります。

2回目貸付時に、
1回目の貸付けの
償還が開始されて
いない場合

1回目の貸付額と2回目の貸付額を合算した200万円の償還回数である96回をそれぞれの貸付けに適用します。

の貸付けの場合は、借増しとして1本の貸付けに統合し管理していましたが、平成27年4月以降の貸付分

らは、2回目以降の貸付けであっても個々の貸付けとして管理します。

また、平成27年4月からの貸付けについて、2回目以降の同一事由による修学貸付を申し込まれた時点で償還が開始されていない場合は、その貸付金額を合算した額で償還回数を適用します。

【上の償還例参照】

住宅貸付

貸付対象となった住宅や土地が償還中に第三者に譲渡された場合は、即時償還が必要でしたが、被災・離婚等特別な事情がある場合は、即時償還を要しないこととなります。

災害貸付

- ①災害再貸付を行う場合は、住宅貸付又は災害住宅貸付の未償還残高を一時に償還することが必要でしたが、不要となります。
- ②災害貸付の元金の返済猶予期間を「償還期間内1年以内」としていましたが、「償還期間外1年以内」となります。

団体信用生命保険

①加入要件を、これまでの貸付金額（残高）「50万円以上」から、「10万円以上」に引き下げます。

②有効となる告知書の日付について

【新規加入】貸付年月日以前60日以内でしたが、90日以内になります。

【債務返済支援保険の事後適用】更新月の初日以前「60日前から更新月の前々月末日まで」でしたが、「90日前から更新月の前々月末日まで」になります。

*中途加入の場合は、従来どおり告知日の属する月の翌々月1日から加入することとなります。

③同一事由による修学貸付は、初回の貸付時に団信申込書（告知書）を提出していればその後の申込書（告知書）の提出は不要でしたが、2回目以降の貸付時においても、その都度申込書（告知書）を提出していただきます。このことにより、団信保険の更新月にとらわれることなく貸付日から満額の保証が開始されます。

なお、平成27年3月までに決定する貸付けについては、従来の取扱いとなります。

【お問い合わせ】

福祉課貸付貯金係

059・228・2733